

## 「化学物質と環境円卓会議」の運営要領

(案)

平成13年12月3日  
化学物質と環境円卓会議

### 1. 開催

- (1)開催は、化学物質と環境円卓会議（以下「円卓会議」という。）が決定する。
- (2)日程調整及び開催の通知は、円卓会議の事務局（環境省）が行う。

### 2. 出席

- (1)会合への出席は、構成メンバー本人の出席を基本とする。ただし、特別の理由がある場合には、代理の者を会合に出席させることができる。
- (2)円卓会議は、必要に応じ、構成メンバー以外の者の出席を求めることができる。

### 3. 進行

議事進行役は、学識経験者が務める。

### 4. 議題

円卓会議が決定する。

### 5. 情報の公開・発信等

- (1)円卓会議の会合は、公開で行う。
- (2)会合の議事要旨は、円卓会議の事務局が作成し、議事進行役の学識経験者の確認を得たうえで、遅滞なく、円卓会議のホームページ上で公開する。
- (3)会合の議事録は、円卓会議の事務局が作成し、会合の参加者の確認を得たうえで、遅滞なく、円卓会議のホームページ上で公開する。
- (4)会合で配布された資料は、原則として、円卓会議のホームページ上で公開する。
- (5)円卓会議は、インターネットの活用や地域での開催（地域フォーラム）などにより、国民各界の意見・要望の集約に努めることとする。

### 6. その他

上記に定めるもののほか、運営に必要な事項は、円卓会議が決定する。